

# 仕 様 書

広報紙の印刷及び発送業務委託契約に係る入札により、委託する業務内容の仕様は以下のとおりとする。

## 1. 発行部数

1回当たり23,000部×3回（計69,000部）

ただし、送付先の変更等により、発行部数（納品部数及び発行部数）に増減があるものとする。

## 2. 発行回数

3回（発行予定月：令和8年4月、8月、令和9年1月）

ただし、送付先の変更等により、発行部数（納品部数及び発行部数）に増減があるものとする。

## 3. 制作

### （1）広報紙規格

- ①大きさ A4版
- ②規格 1,000枚に対してA4版48.5kg
- ③印刷 フルカラー両面印刷
- ④用紙 マットコート紙
- ⑤頁数 12頁
- ⑥その他 中綴じなし

### （2）原稿

- ①原則として、Microsoft Word、Excel等で作成したデータを電子メールで入稿する。なお、グラフについては、Microsoft Excel等で作成した数値を用いて受託者で作成する。
- ②写真はデジタルデータ又はプリントで入稿する。プリントについては受託者が取込みを行う。

### （3）編集

三重県農業共済組合（以下「委託者」という。）の指示により、紙面の編集・レイアウト、カット、レタリング、カラーカンプ等の作成を受託者が行う。また、そのための打合せも行う。

### （4）校正

①校正は初校から第4校までを基本とするが、緊急の追加・修正・削除などがあつた場合は、受託者は迅速に委託者の同意が得られるまで対応するものとする。

- ②各校ともカラーカンプを提出する。
- ③各校とも見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト等の変更・差し替え、レイアウトの変更がある。

#### (5) 校閲

受託者は委託者が指示する校正のほかに、受託者側でも校正を行うこととする。

- ①誤字の訂正、脱字の挿入
- ②とき、ところ等、表記統一のための訂正
- ③紙面の美的校正
- ④その他

#### (6) 成果物の利用

本業務による成果物及び制作過程で撮影した素材画像等の著作権は、委託者に帰属するものとし、成果物を自ら使用するために必要な範囲において隨時利用できるものとする。また、必要に応じて二次的な利用も可能とする。

なお、業務委託に当たり、他者の著作権を使用する場合には、事前に委託者に了解を得るとともに、委託者に不利益が生じないよう受託者においてこれを処理するものとする。

#### (7) 成果物の権利等

- ①成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ②人物を対象とする場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ③成果物及び制作過程で撮影した素材画像について、委託者に対して受託者は著作権人格権の行使を行わないものとする。

#### (8) 納品

##### ①納期と納品場所

原則として、各発行月の前月末（土日祝日は除く）の午前9時から午後4時間に委託者（三重県津市上浜町六丁目81番地11）へ納品する。

##### ②納品方法

各回とも23,000部のうち、100部程度を納品する。ただし、増減あり。

##### ③広報紙のデータ化

受託者は、最終的に完成した広報紙をPDF等にデータ化し、納品日までに委託者に提出すること。

### 4. 発送

#### (1) 発送時期と発送先

原則として、委託者が別途作成するリストに基づき、発行日の3日前（土日祝日等の場合はその翌日）までに発送することとする。

#### (2) 発送部数

各回とも23,000部のうち22,900部程度を発送する。ただし、増減あり。

#### (3) 発送先の情報提供

発送先については、電子メールで情報提供することとする。

#### (4) 封入方法

折らずに、OPP(二軸延伸ポリプロピレン)透明袋に封入することとする。

### 5. 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、ほかへ漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。これらは契約終了後も同様とする。

### 6. 再委託

- (1) 本業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託業者を委託者に書面で提出し、了承を得ること。また、受託者は、再委託業者の行為について全責任を負うこと。
- (2) 再委託の事業者若しくは役員等が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと、また、反社会的勢力と関係がないこと。
- (3) 再委託先となったものが、さらに第三者に委託（再々委託）することは禁止する。

### 7. 入札金額

入札金額は、広報紙制作代と広報紙発送料の合計額（税込み）とする。

#### (1) 広報紙制作代

紙面の編集・レイアウト・カラーカンプ等の作成経費及び写真植字・版下作成等印刷に関する一切の経費、納品に関する経費等、送料以外の一切を含めた69,000部に相当する価格（税込み）とする。

#### (2) 広報紙発送料

納品分を除く68,700部（22,900部×3回）の送料（税込み）とする。

### 8. 代金の支払い

広報紙制作代及び広報紙発送料は、発行回ごとに以下により算出した金額を受託者が請求し、委託者がこれを支払う。

なお、発行頁数に変更があった場合は、委託者と協議のうえ金額を算定することとする。

#### (1) 広報紙制作代

広報紙制作代のうち消費税相当額を差し引いた金額を69,000部で除して単価（小数点第2位以下切捨て）を算出。これに、実際の発行部数を乗じて算出した金額（小数点以下切捨て）に消費税額を加えた金額（小数点以下切捨て）。

#### (2) 広報紙発送料

広報紙発送料のうち消費税相当額を差し引いた金額を68,700部で除して単価（小数点第2位以下切捨て）を算出。これに、実際の発行部数を乗じて算出した金額（小数点以下切捨て）に消費税額を加えた金額（小数点以下切捨て）。

#### 9. その他

- (1) 委託者は受託者に、出稿から納品、発送に至るまでのスケジュール表を作成する（令和8年4月、8月、令和9年1月の3回分）。また、これについては修正することがある。
- (2) 広報紙に委託者の折り込み広告等挿入が必要な場合は、事前に受託者と協議することとする。
- (3) その他、詳細については委託者の指示によるものとする。なお、この事項に定めのない事項については、双方が協議することとする。